

**「非上場企業への成長資金の供給促進に向けたベンチャーファンドの上場制度の見直しについて」に寄せられた  
パブリック・コメントの結果について**

当取引所では、非上場企業への成長資金の供給促進に向けたベンチャーファンドの上場制度の見直しについて、その要綱を2021年10月26日に公表し、同年11月25日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、2件のコメントが寄せられました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は以下のとおりです。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の規定で投資可能な未公開株は、内国株券のみに限定されていると理解していますが、一部海外のスタートアップに投資できるようなルール変更を希望します。海外のスタートアップへのネットワークを持つ業者等が参入できれば、パフォーマンス面や商品ラインナップ面でも市場の魅力が高まるものと考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベンチャーファンドが投資可能な資産の範囲として、海外のスタートアップ企業の発行する株券や債券を含めることについては、市場関係者のニーズ等を踏まえ、上場商品としての適格性や投資者保護上のバランスを勘案し、市場の利用活性化の観点から、制度の見直しを検討して参りたいと考えております。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資法人が投資可能な資産に、未公開企業や上場後一定期間以内の企業が発行する債券を追加することを希望します。ファンドのキャッシュフローのJカーブの改善やベンチャー企業のファイナンスの高度化につながると考えます。</li> </ul>	

提出者： 1、2＝一般社団法人投資信託協会

以上